

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施 (二件) …… (都市整備局都市基盤部調整課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等 …… (環境局総務部環境政策課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課) ……
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定 …… (環境局自然環境部計画課) ……
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新 …… (同) ……
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) ……

告示

● 東京都告示第六百六十六号
測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国立市

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国立市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 国立市富士見台二丁目、谷保字仮屋上、谷保字滝之院、西二丁目、谷保六丁目、谷保七丁目及び府中市日新町四丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十一年三月十八日

● 東京都告示第六百六十七号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市拝島町一丁目及び拝島町四丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十一年三月十八日から同月二十九日まで

● 東京都告示第六百六十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル) |
|----------------------|-------------|--------------------|-------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成三十一年三月十三日 | 東大和市芋窪二丁目二千番四、同番四地 | 延長 二七・二四 幅員 一及び二千四 |
| | | 先、二千番十一及び二千四番六の一部 | 四・五〇 |

● 東京都告示第六百六十九号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号) 以下「条例」という。第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称) 赤坂二丁目プロジェクトについて、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

森トラスト株式会社

代表取締役社長 伊達 美和子

港区虎ノ門二丁目三番十七号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区赤坂二丁目内の約一万六千二百平方メートルの敷地に、事務所、ホテル、共同住宅、店舗、診療所、展示施設等の機能を有する高層建築物を建設するとともに、緑地・広場等のオープンスペースの整備を行うものである。

なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年四月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年東京都条例第96号)第40条第4項に定める「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」に該当し、「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年東京都規則第134号)第52条に定める「高層建築物の新築」を実施することから、同施行規則第54条に定める環境影響評価項目の中から、地域の概況及び本事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、本事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|---------|--|
| 1. 大気汚染 | <p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.0589ppmであり、評価の指標(「環境基本法」に基づき「二酸化窒素に係る環境基準」(以下「NO₂環境基準」という。)を参考に設定:0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、40.6%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.046mg/m³であり、評価の指標(「環境基本法」に基づき「大気中の汚染に係る環境基準」(以下「SPM環境基準」という。)を参考に設定:0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、14.9%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリングストップを徹底することなどにより、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.039ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定:0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.21%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.045mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定:0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満である。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、急発進や急加速、空ぶかしを避けることなどにより、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努める。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> |

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|---------|---|
| 1. 大気汚染 | <p><工事の完了後></p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.040ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定:0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.08%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.038mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定:0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.041ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定:0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.03%である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.038～0.039ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定:0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.2～1.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.044mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定:0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満～0.02%である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、関連車両の走行に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> |

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|----------|--|
| 2. 騒音・振動 | <p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】</p> <p>敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は77dBであり、評価の指標(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。))に基づく「指定建設作業騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリંગストップを徹底することなどにより、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられと考える。</p> <p>敷地境界における建設機械からの振動レベル(L_v)の最大値は66dBであり、評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「指定建設作業振動の報告基準」(70dB)を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、低振動型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリંગストップを徹底することなどにより、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{req})は、59dBであり、評価の指標(「環境基本法」)に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間65dB)を下回る。</p> <p>将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは、0.2dBである。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、急発進や急加速、空ぶかしを避けることなどにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は少ないと考える。</p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベル(L_v)の最大値は、47dBであり、評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」(65dB)を下回る。</p> <p>将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による振動の増加レベルは、1.1dBである。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、急発進や急加速、空ぶかしを避けることなどにより、工事用車両の走行に伴う振動の低減に努める。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う振動の影響は少ないと考える。</p> |

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|---------|---|
| 3. 日影 | <p><工事の完了後></p> <p>主要な地点における天空写真をもとに、冬至日の日影時間を予測した結果、計画建築物による日影時間は、現況に比べて約60分増加すると予測した。</p> <p>冬至日に計画建築物により1時間以上の日影が生じる範囲は、計画地敷地境界から約550mの範囲と予測した。その範囲は商業地域に指定されており、日影規制の適用を受けない地域である。また、計画地周辺には日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設が存在するが、1時間以上の日影が生じる範囲内には存在しない。</p> <p>したがって、本事業に係る日影は、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考ええる。</p> |
| 4. 電波障害 | <p><工事の完了後></p> <p>計画建築物の設置により、地上デジタル放送については、計画地敷地境界から南西方向に最大距離約950mの範囲において遮蔽障害が発生する可能性がある。</p> <p>衛星放送については、計画地敷地境界から北東方向に最大距離約250mの範囲において遮蔽障害が発生する可能性がある。</p> <p>なお、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合には、その時点における適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考ええる。</p> <p>したがって、本事業に係る電波障害は、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考ええる。</p> |
| 5. 風環境 | <p><工事の完了後></p> <p>工事の完了後(防風植栽設置後)においては、現況においてランク3(事務所街の用途に対処)またはランク4(ランク3を超える風環境)である地点を除いて、すべてランク2(住宅街、公園の用途に対処)以下になるものと予測する。また、現況においてランク3またはランク4である地点のランクは悪化しない。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境に変化が生じるものの、計画地内に防風植栽を適切に配置することで、現況においてランク3またはランク4である地点を除いて、風の影響に特に配慮すべき施設周辺を含めてランク1(住宅地の商店街、野外レストランクの用途に対処)及びランク2相当の風環境になることから、評価の指標とした「村上らの提案による風環境評価尺度」の許容する範囲にあるものと考ええる。</p> <p>なお、防風植栽のほか、敷地内緑化を図り、歩行者への風の影響の低減に努めるとともに、事後調査において風の状況を確認したうえで、必要に応じて適切な対策を講じる。</p> |

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|-------|---|
| 6. 景観 | <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建築物は、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識され、と考える。また、約5,000㎡のゆとりある緑地・広場を整備することで、緑と潤いのある景観が形成され、と考える。さらに、計画地への大規模な緑地整備とオアシス、ホテル、住宅等の複合機能の導入により敷地の高度利用が図られ、「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」にふさわしい景観構成要素になると考える。</p> <p>したがって、計画建築物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は小さく、評価の指標とした「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景域においては、計画建築物は周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識され、と考える。</p> <p>したがって、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さく、評価の指標とした「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考ええる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 現況における形態率は51.8～62.9%、工事完了後における形態率は50.7～79.9%であり、変化量は、地域全体で-12.2～28.1%、計画地内既存建築物と計画地内工事完了後建築物で-12.2～34.2%、Δ%である。</p> <p>本事業においては、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置し、外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮することで、圧迫感の軽減に努める。さらに、建物外周部には、樹木の整備を行うことで、圧迫感の軽減が図られるものと考ええる。</p> <p>したがって、圧迫感の変化の程度は小さく、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。</p> |

●東京都告示第六百七十号

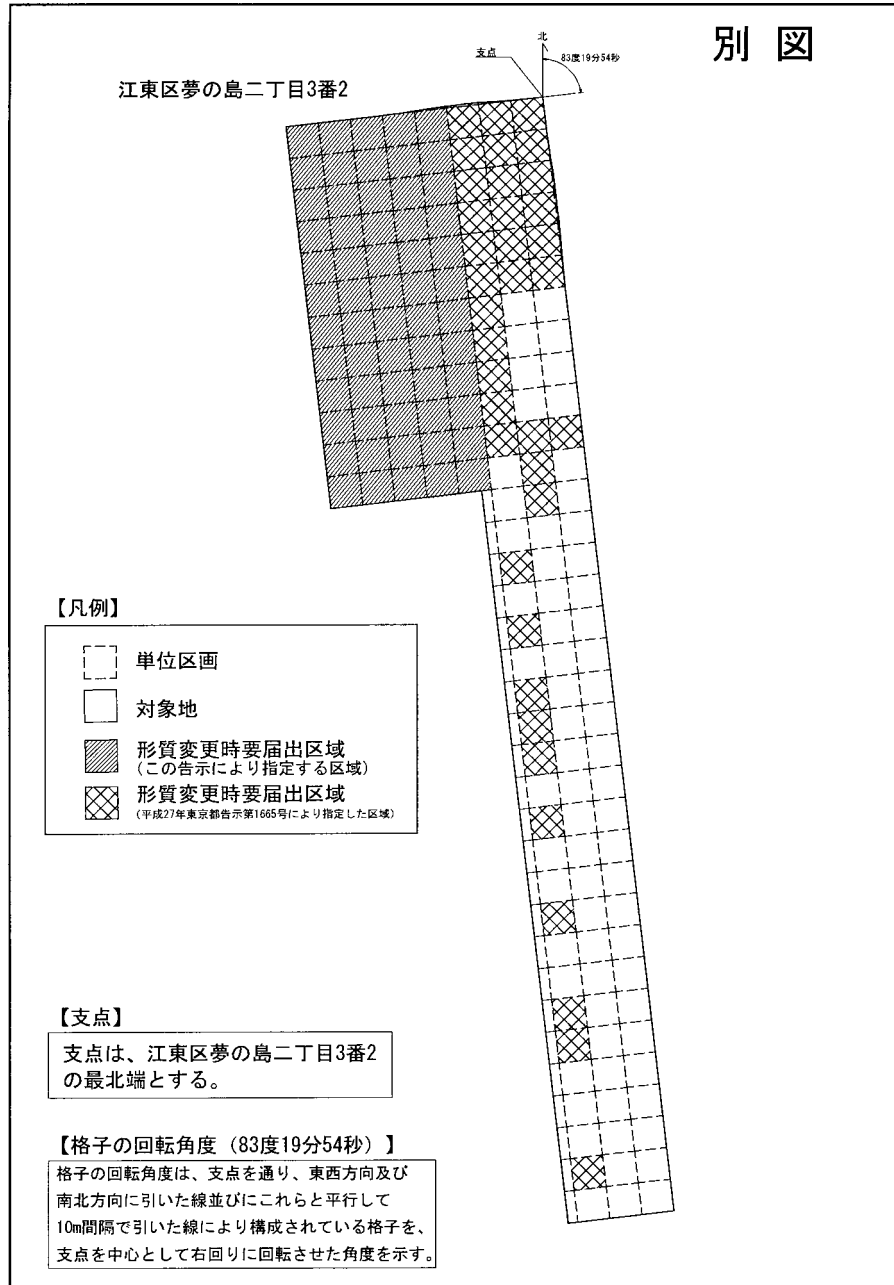
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区夢の島二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第六百七十一号

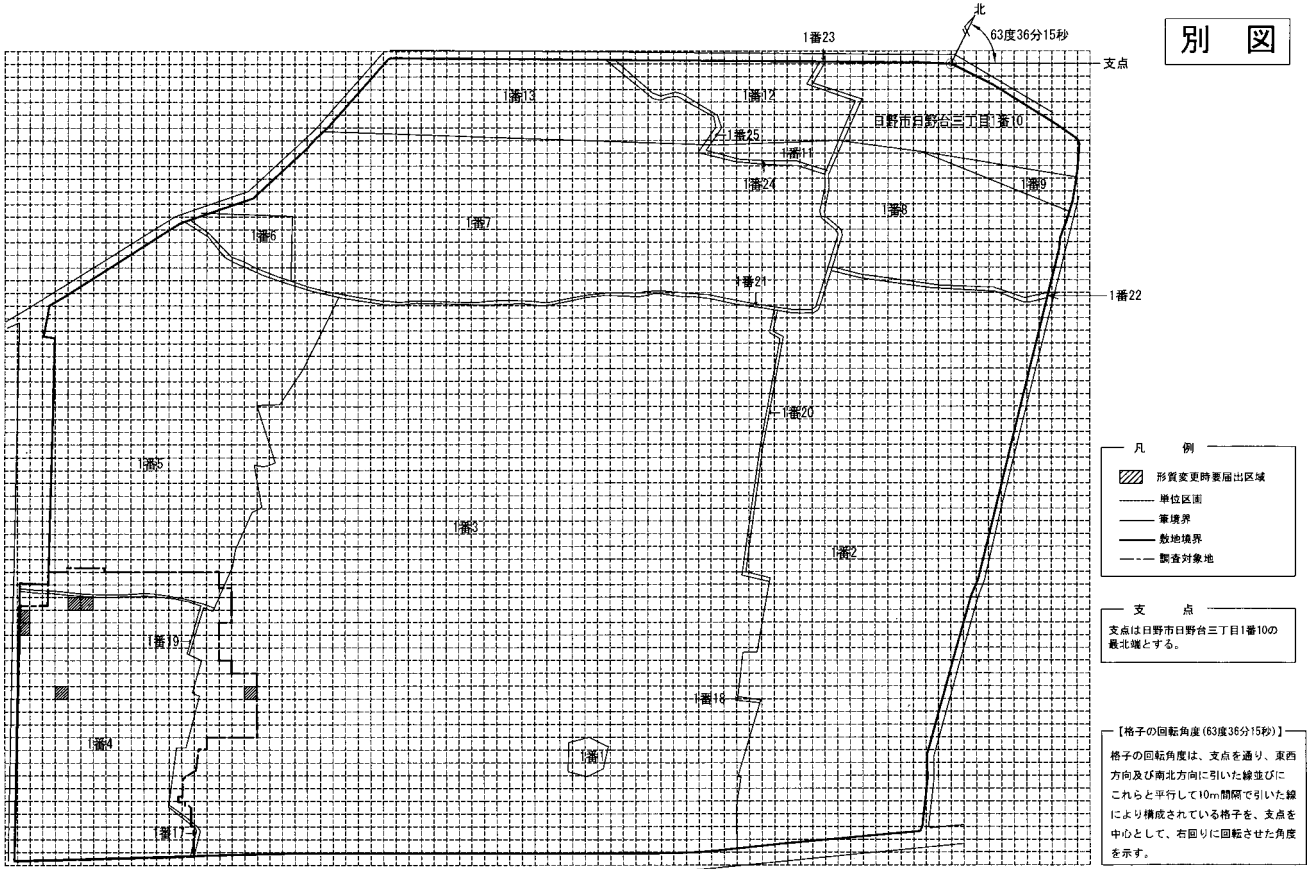
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (日野市日野台三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第六七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、
 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
 株式会社地域環境計画

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
 世田谷区桜新町二丁目二十二番三号NDSビル

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
 代表取締役 高塚 敏

●東京都告示第六七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「更新認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社地域環境計画
- 二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所
世田谷区桜新町二丁目二十二番三号NDSビル
- 三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 高塚 敏

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特
定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十
年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定によ
り、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人バードリサーチ
- 二 代表者の氏名
植田 睦之
- 三 主たる事務所の所在地
東京都府中市住吉町一丁目二十九番地の九
- 四 更新された認定の有効期間
平成三十一年三月十三日から平成三十六年三月十二日
まで

- 一 名称
特定非営利活動法人救急ヘリ病院ネットワーク
- 二 代表者の氏名
篠田 伸夫
- 三 主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館
- 四 更新された認定の有効期間
平成三十年十二月五日から平成三十五年十二月四日ま
で

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001
定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

